多胎児を妊娠されている方へ

妊婦健康診査受診票を

追加で5回分交付します

嘉手納町では、令和4年4月より多胎児を妊娠した妊婦さんを対象に、妊婦健康診査に係る費用の公費負担回数を、通常14回に加え、5回分追加いたします。

対象となる方

嘉手納町に住民登録があり、令和4年4月1日以降に妊婦健康診査を受診する多胎妊婦 ※嘉手納町外に転出された場合は使用することができません。転出先の市町村へお問い合 わせください。

受診票の交付

多胎と診断され、嘉手納町に妊娠の届出を行い、親子(母子)健康手帳の交付を受けた際に、 妊婦健康診査受診票と一緒に、追加の5回分の受診票を交付いたします。 ※他市町村より転入された方は、子ども家庭課で交付を受けてください。

公費負担額

多胎妊婦 1 人:5,040 円の受診票×5 回分

(受診票: 9-1 回目、9-3 回目、9-5 回目、9-7 回目、9-8 回目)

受診票の使い方

通常の妊婦健診受診票を使用後に、『嘉手納町多胎追加分』と押印されている受診票をお使いください。(順番: 9-1 回目 $\rightarrow 9-3$ 回目 $\rightarrow 9-5$ 回目 $\rightarrow 9-7$ 回目 $\rightarrow 9-8$ 回目)

ご注意いただきたいこと

- 公費負担額を超えた費用については、自己負担になります。
- ・使用しなかった受診票は、現金への換金はできません。
- 三つ子以上でも回数は同じとなります。



【お問い合わせ先】

嘉手納町役場 子ども家庭課 母子保健係 TEL 098-956-1111 (内線 159)